

[事案 22-50] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 2 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人(銀行員)の説明不足により、変額年金保険を 10 年後に利息が付加され一括受取りできる定期預金と誤認したとして、契約取消・払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年、募集人より、定期預金(5 年もの)の満期が近づいたので書換えに来店するよう電話連絡を受けて銀行を訪問したところ、募集人から、急ぐ資金でなければと提案を受け、変額年金保険に加入した。その際、募集人の説明不足により、申立契約を、期間 10 年の定期預金で 10 年後に払い込んだお金に 5%の利息が付加され一括受取りできるものであると誤認し、申込手続きを行った。

ところが、平成 22 年 1 月、保管していた契約書を見て疑問を感じ、保険会社に照会したところ、10 年後の満期時に元本を下回っていた場合には、期間 10 年の年金受取りでないと元本相当額の 105%が保証されないことを初めて知らされた。

加入時には、募集人からそのような説明はなく、当該商品の説明時間も 10 分程度でパンフレットを用いた説明もなかったため、申立契約を期間 10 年の定期預金で 10 年後に 5%の利息が付加されて一括受取できる定期預金であると誤認したものであり、申立契約を取り消し、払込保険料と 5 年分の利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集行に募集状況等につき確認したところ、以下の通り、募集過程において、不適切な行為はなく、契約取消し、既払込保険料の返還を求める申立てに応ずることはできない。

- (1) 募集人は、商品説明にあたって、商品内容をまとめたパンフレットを使用して説明を行った。この際、まず最初にパンフレット裏面の保険会社名の表示を示して、当該商品が生命保険であることを示している。
- (2) 募集人は、パンフレットの該当箇所を示しながら、本件商品が、10 年の運用後にお預かり金額の 105%を 10 年かけて受取るという年金商品であることを説明し、イメージ図を使用して運用実績による変動についても説明した。
- (3) 募集人は、申立人が説明を受けた当日に申込手続きを完了することを希望した際に、改めて別の日に手続きを行うことを提案したが、申立人の強い希望により説明当日に申込手続きを完了した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、不実告知に基づく契約取消し(消費者契約法第 4 条 1 項 1 号)もしくは、錯誤による無効(民法 95 条)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立人の申立内容は認めることができないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 申立契約が締結された経緯

当事者の提出した書面及び事情聴取の結果によれば、申立契約が締結された経緯は、以下のとおりであったと認めることができる。

- ① 申立契約の申込書は、最上段に変額個人年金保険(年金総額保証型特別勘定年金特約)契約申込書との記載があり、その横に「〇〇生命」とそれぞれ太字で記載があり、その下の、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人、年金支払期間、年金総額保証額、積立期間、基本保険金額、等を記載もしくはチェックする欄について、申立人が、それぞれ自ら記入している。申立人がチェックした年金種類は、年金支払期間 10 年、年金総額保証額 105%、積立期間 10 年である。
- ② 個人年金保険お客様カードには、「私は以下の確認事項を確認した上で、私自身の判断と責任において個人年金保険を申し込みます。」との記載があつて、申立人の自署・押印があるが、その下の部分には、「私は、保険商品について次の説明を受け、内容を理解・確認いたしました。」「保険商品は預金等ではなく、元本保証および利回りの保証はありません。また、預金保険の対象ではございません。」「私は、引受保険会社の作成するご契約のしおり/約款/重要事項のお知らせ/特別勘定のしおり等の交付・説明を受け、個人年金保険にかかる重要事項について内容を理解・確認いたしました。」等の記載がある。

(2) 説明時のパンフレット使用の有無等について

事情聴取によれば、申立人は、申立契約の説明を受けるに際し、同契約のパンフレットは机の上に置いてあつたが、説明の際に募集人がそれを「指し示して」説明した点についての記憶がないと主張しているが、通常、募集人は、パンフレットなどを使用して契約内容を説明するのが一般的であつて、パンフレットなどを使用せずに申立契約の内容を説明することは困難である。申立人は、募集人がパンフレットを机の上に置いて説明していることまで認めながら、募集人が、そのパンフレットを指し示して説明した記憶がないと主張するが、その主張は不自然と言わざるを得ない。

(3) 虚偽説明について

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたとは認められず、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号に基づく取消しは認められない。

- ① 申立人が署名押印した申込書には、年金保険であることが明記され、被保険者、年金受取人、死亡保険金受取人等や基本保険金額、年金種類等、申立契約が保険であることが明白にわかる項目が存在しており、申立人は、この申込書を確認した後、自らこれらの各項目を記入している。
- ② 募集人が説明に使用したパンフレットには、申立契約の資産残高が変動すること、積立期間が 10 年～14 年、年金受取期間が 10 年であることが明確に記載されていることから、募集人が、これらの書類の記載内容に明白に反して、本件契約が期間 10 年の定期預金であるとの説明をしたと考えることは、到底できない。

(4) 説明不十分について

下記のとおり、説明不十分による錯誤は認めることはできない。

- ① パンフレットの記載及び申込書の記載からすれば、申立契約は、本件契約が 10 年の運用の後に、10 年間の年金によって、元本の 105%の保証をする契約であることが容易に認識しえるので、本件において、申立人に、錯誤の存在を認めることは困難である。
- ② 仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、パンフレットおよび申込書等の内容を確認せず、申込書等に署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があつたと言わざるを得ず、申立人から無効を主

張することはできない（民法 95 条ただし書）。